

商品先物取引法に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略について

令和5年6月5日

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、行政手続のデジタル化の観点から、法務省の登記情報連携システムが改修され、国の行政機関との間で登記情報を連携・共有する仕組みが開始されています。

これを踏まえ、本日より、商品先物取引法に基づき登記事項証明書の添付を求めている申請等については、主務省において登記情報連携システムを利用して登記情報を取得するため、登記事項証明書の添付は不要となりますので、お知らせいたします。

<留意事項>

外国法人を対象に登記事項証明書に準じて提出を求めている書類については、主務省において登記情報を取得できませんので、これまでと同様の取り扱いとなります。

上記に伴い、以下の参考様式を変更しましたので、今後の提出の際には変更後の様式により作成願います。

また、登記完了（予定）日を各様式の（備考）連絡事項に記載してください。

1. 参考様式 15 商号（名称）変更届出書
2. 参考様式 16 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更届出書
3. 参考様式 17 役員の氏名又は名称及び住所の変更届出書
4. 参考様式 19 資本金の額等の変更届出書
5. 参考様式 仲介 5 氏名（商号又は名称）変更届出書
6. 参考様式 仲介 6 役員の氏名（名称）変更届出書
7. 参考様式 特定 1 特定店頭商品デリバティブ取引に関する届出書

【問合せ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

（直）03-3502-5754

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

（直）03-3501-5895